

国際知財司法シンポジウム(JSIP)2022

～日米欧における知的財産紛争解決～

特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課	企画班長	吉森	晃
特許庁審判部審判課	課長補佐	新田	亮
特許庁審判部審判課	企画係長	宮地	慧

1. はじめに

「国際知財司法シンポジウム2022」の2日目(10月28日)は、日本国特許庁が担当した。挨拶
の他、日米欧の実務者より講演とパネルディスカッションが行われた。

なお、当日の配布資料やアーカイブ動画は、特許庁のウェブサイトからアクセス可能なので参
照されたい。

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2022.html>

2. 冒頭挨拶

濱野幸一特許庁長官から、イノベーションの推進には権利化後の知財の活用が重要となるところ、本シンポジウムのプログラムを通じて、日米欧の審判における状況や違いに対するユーザーの理解が深まり、知財を巡る紛争についての予見性が高まることへの期待が示された。

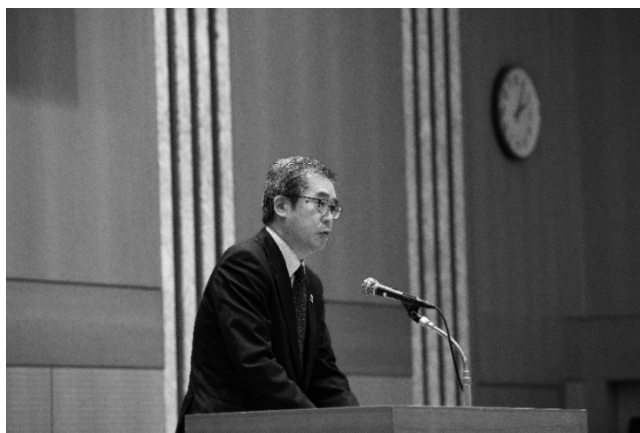


写真1：濱野長官の冒頭挨拶

3. 講演

日米欧の実務者から、「審判の最新動向」及び「特許権に対する無効・異議制度の実情」についての講演が行われた。

3.1 審判の最新動向について

安田太特許庁審判部長の講演では、1) オンライン・デジタル化の推進、2) 制度の見直し・要件緩和、3) ユーザーへの発信・国際連携の各々の観点について、関連する施策の紹介が行われた。

1) オンライン・デジタル化の推進

2021年10月より開始したオンライン口頭審理（原告、被告が特許庁の審判廷に出頭するのではなく、オンライン上から参加することで口頭審理を実施すること）の活用が進んでおり、開始1年で全体の約70%の口頭審理がオンラインで実施されたことや、審判手続における申請書類のデジタル化の推進、具体的には、証拠の写し等については、これまでの書面のみならず、2022年11月からDVD-Rでの提出が可能になったこと、2023年度中には、特許庁が提供する出願ソフトを通じて、審判請求書等の提出もオンラインで可能となるように準備を進めていること等の紹介があった。

2) 制度の見直し・要件緩和

2022年4月より、訂正審判等の請求における通常実施権者の承諾要件を不要としたことで、多くの通常実施権者が存在するような場合でも、特許権の訂正がしやすくなることが期待されるとの説明があった。

3) ユーザーへの発信・国際連携

審判実務者研究会や五庁（日米欧中韓）審判部ハイレベル会合等の紹介があった。

Scott R. Boalick米国特許商標庁（USPTO）特許審判部（PTAB）首席審判長の講演では、主に、1) 「ニューノーマル」におけるPTABヒアリング、2) 長官レビューのための暫定手続、3) 連邦地裁で特許権侵害訴訟が並行する場合の審判手続における裁量拒否の暫定手続（いわゆるFintivルール）に関する施策の紹介が行われた。



写真2：講演の様子（左：安田審判部長、中：Boalick首席審判長、右：Beckedorf部門長）

1) 「ニューノーマル」におけるPTABヒアリング

PTABではバーチャルヒアリングの利用が普及しており、今後もその利用可能であることや、約98%のヒアリングは一般公衆にも公開されている一方、秘密情報などが含まれる場合は非公開になる等の説明があった。